

**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
交付申請書の確認事項（事業者用）**

*交付申請書に必ず添付してください

該当する類型にチェックを入れて
ください。

受付番号		企業名	
申請区分	対象類型		<input type="checkbox"/> 革新的サービス <input type="checkbox"/> ものづくり技術
	<input type="checkbox"/> 一般型		<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定取得／ <input type="checkbox"/> 経営革新計画の承認取得
	<input type="checkbox"/> 小規模型	<input type="checkbox"/> 設備投資 <input type="checkbox"/> 試作開発	
			<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定取得／ <input type="checkbox"/> 経営革新計画の承認取得／ <input type="checkbox"/> 小規模企業者
		<input type="checkbox"/> 専門家活用	

確認項目	確認内容	チェック欄
申請書と計画書の比較	○受付番号	・採択通知記載の受付番号と同一か。
	○申請者	・公募段階の氏名・住所・法人番号・電話番号等と同一か。 （同一でない場合は、その理由を各項目記載枠の欄外に付記してください）
	○事業計画名	・公募段階の事業計画名と同一か。
	○実施場所	・本社と異なる場合は、実施場所が記載されているか。（複数場所で実施する場合は、いずれも記載してください） 尚、実施場所の事業期間内の他府県への変更は認められません。
	○役員一覧	・取締役、監査役の全員が記載されているか。 （公募段階と一致していない場合は、その理由を欄外に付記してください）
	○事業の内容	・公募段階の目的、実施内容と異なっていないか。 （事業内容は、公募段階の内容と変更することは認められません）
事業目標等の確認	○ものづくり技術事業	・「中小ものづくり高度化法」の12分野との関連性が記載されているか。 （取組む事業の課題解決など生産性向上のために用いる技術との関連性を記載してください）
	○革新的サービス事業	・生産性向上のためのガイドランで示す方法との関連性が記載されているか。 （取り組む事業について、「誰に」「何を」「どうやって」を具体的に記載してください）
	○事業の目標達成状況	・3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上が達成できる計画となっているか。（補助事業計画書 その2; 将来の展望、○事業計画表の伸び率(%)）
	○専門家の活用内容	・専門家の活用内容及び専門家の活用が本事業にどう寄与するのかに記載されているか。
計画の認定等確認	○先端設備等導入計画の認定	・平成30年12月21日以降に申請し、かつ公募段階で申請中であった場合は、先端設備等導入計画を申請した市町の認定書(写し)が添付されているか。
	○経営革新計画の承認	・平成30年12月21日以降に申請し、かつ公募段階で申請中であった場合は、経営革新計画の承認通知書(写し)及び申請書(別表を含む)(写し)が添付されているか。
	○法令に基づく各種取得計画	・先端設備導入計画(平成30年12月21日以降申請)、経営革新計画、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画の加点申請した事業者で、公募段階で申請中であった場合は、それぞれの承認(認定)書(写し)が添付されているか。
補助金交付申請額の確認	○補助金交付申請額	・補助金交付申請額は公募申請額以内の額に収まっているか。 ・補助金交付申請額(C)は、補助対象経費(B)の適用される補助率1/2(2/3)以内の額に収まっているか。
	○補助対象費目 (経費区分ごと)	・申請費目に、公募時と異なる費目や対象とならない費目が計上されていないか。
		・経費区分ごとの「補助対象経費」は、税抜き価格等指示通りに明記されているか。 ※小数点以下は切り捨て
		・経費区分ごとの「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」の適用補助率1/2(2/3)以内になっているか。 ※小数点以下は切り捨て
	・経費区分ごとの積算基礎欄に補助事業に要する経費(税込)の積算基礎が記載されているか。	
経費区分・種別の検証		・計上費目は、手引き(P22～26)に記載された各費目の内容及び(注)書きに該当しているか。
	○機械装置費	・単価50万円以上と未満で区別して記入しているか。 （新たに見積り等を依頼される場合は、納入日を明確にしてください。）
	○技術導入費 ○専門家経費	・知的財産の権利保有者や専門家に支払う謝金及び旅費の支出は、手引き【資料2】「助成事業に係る経費支出基準」(P31)及び【資料1】「補助事業の旅費支給に関する基準」(P29、30)を上限として、地域事務局が定めた基準に基づいているか。
	○クラウド利用費	・手引き(P48、54)の補助事業計画書の別紙「クラウド利用費の内容」を添付しているか。
	○原材料費 ○外注加工費 ○委託費 ○知的財産権等関連経費	・一般型及び小規模型「設備投資のみ」の場合、対象となりません。 ・委託費と外注加工費の合計額は補助対象経費総額(税抜き)の2分の1以内となっているか。 ・知的財産権等関連経費は、補助対象経費総額(税抜き)の3分の1以内となっているか。